

静岡市 令和6年度 第1回 集団指導 (令和6年度 報酬改定説明会)

2. 障害児通所・入所事業所

【対象サービス】

児童発達支援(児童発達支援センター含む)

放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

1 時間区分の創設について

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス

これまで基本報酬は利用時間を問わず一律の報酬となっていました。時間区分が創設され、時間区分(利用時間)に応じた報酬が設定されました。

【改定後】 <児童発達支援センター(障害児)> 定員 30 人以下

時間区分1(30 分以上 1 時間 30 分以下)	1104 単位/日
時間区分2(1 時間 30 分超3時間以下)	1131 単位/日
時間区分3(3時間超 5時間以下)	1184 単位/日

<児童発達支援(障害児)> 定員 10 人以下

時間区分1(30 分以上 1 時間 30 分以下)	901 単位/日
時間区分2(1 時間 30 分超3時間以下)	928 単位/日
時間区分3(3時間超 5時間以下)	980 単位/日

<放課後等デイサービス(障害児)> 定員 10 人以下

時間区分1(30 分以上 1 時間 30 分以下)	574 単位/日
時間区分2(1 時間 30 分超 3時間以下)	609 単位/日
時間区分3(3時間超 5時間以下)	666 単位/日

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能

※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

【改定前】 <児童発達支援センター(障害児)>

定員 30 人以下 1086 単位/日

<児童発達支援(障害児)>

定員 10 人以下 885 単位/日

<放課後等デイサービス(障害児)>

定員 10 人以下 授業終了後 604 単位/日

学校休業日 721 単位/日

※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定

【算定上の注意】

(1)基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分が創設されました。

- (2) 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とし、5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行います。
※平日の放課後等デイサービスについては、3時間を超える支援を同加算により評価を行います。
- (3) 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間(個別支援計画において定めた提供時間)とします。
- (4) 実際の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定します。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定します。個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更をしてください。
- (5) 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入されません。

2 延長支援加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス

これまではサービス提供時間が8時間以上ある事業所しか算定できませんでしたが、時間区分の創設に伴い、時間区分を超える利用について延長支援加算を算定できるようになりました。

【改定後】

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間※1)の発達支援に 加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合(職員を2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者を含む))を配置)

対象者／時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満(※2)
障害児	92 単位/日	123 単位/日	61 単位/日
重症児・医ケア児	192 単位/日	256 単位/日	128 単位/日

(※1) 放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

(※2) 延長時間 30 分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

【改定前】

サービス提供時間が8時間以上であり、サービス提供時間の前後の時間において支援を行った場合(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置)

対象者／時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61 単位/日	92 単位/日	123 単位/日
重症児	128 単位/日	192 単位/日	256 単位/日

(1)本加算は以下の要件を満たしたうえで、支援の前後に預かりニーズに対応した支援(延長支援)を計画的に行った場合に算定できます。

- ・支援時間が5時間(放デイ平日は3時間)である児を受け入れることとしていること
- ・運営規程に定められているサービス提供時間が6時間以上であること(放デイ平日は除く)
- ・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・個別支援計画に延長支援が必要な理由、延長支援時間を位置付けて延長支援(1時間以上)を行うこと
- ・延長支援を行う時間帯に職員を2人(対象児が10人を超える場合は、2人に10又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数)以上配置していること(うち1以上は基準により置くべき職員(児発管含む)とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること)
- ・延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

(2)延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とする必要があります。

(3)算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定します。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定します。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能です(この場合でも30分以上の支援時間であることが必要になります)。

(4)延長支援を計画的に行う中で、緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能です(当該理由及び延長支援時間について記録)。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行ってください。

3 時間区分と延長支援加算の具体的な取扱いについて

以下の表を参考に、具体的な取扱いを説明します。

【個別支援計画の支援時間（平日 放デイ）】									
営業時間：10:00～19:00					・・・基本報酬				
サービス提供時間：14:00～18:00					・・・延長支援加算				
	10時～	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～
利用児A									
利用児B									
利用児C									
利用児D									
利用児E									

Q1:時間区分の創設に伴い、運営規程に定める事業所のサービス提供時間を変更する必要があるのか。

A:サービス提供時間を変更する必要はありません。図のようにサービス提供時間内であっても延長支援の時間に当たる場合があります。

Q2:延長支援を行う時間帯の人員配置の考え方がよくわからない。

A:人員配置の考え方は2(1)の5つ目の要件のとおりです。この配置の考え方が適用されるのはサービス提供時間外に延長支援を行う時間帯のみです(図の 10:00～14:00、18:00～19:00 のうち延長支援を行う時間のみ)。サービス提供時間内については、指定基準で児童指導員又は保育士を2人以上配置(※10 人定員、重心型除く)する必要があるため、例えば図の 17:00～18:00 の時間帯に延長支援時間に当たる児童しかいない場合でも児童指導員又は保育士を2人以上配置する必要があります。

Q3:利用児童の来所時間又は帰宅時間が計画に定めた時間と異なった場合の取扱いがよくわからない。

A:以下の事例に分けて説明します。

事例1) 利用児 C が利用者都合で 16:00 に帰った場合

基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。つまりこの場合は 14:00～17:00 の3時間(区分2)で基本報酬を算定できる。

延長支援についても、個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能であるため、13:00～14:00 の1時間は延長支援加算を算定できる。

事例2) 利用児 B が利用者都合で 17:20 に帰った場合

基本報酬については、個別支援計画のとおり 14:00～17:00 の3時間(区分2)で算定できる。延長支援加算については、延長支援の計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、その理由の如何に関わらず、実利用時間により算定する。延長支援加算を算定するためには、30 分以上の延長支援が必要であるため、この場合、延長支援は 17:00～17:20 で 30 分未満になるため、延長支援加算は算定できない。

事例3) 利用児 B が利用者都合で 17:40 に帰った場合

基本報酬については、事例2と同様になる。延長支援は 17:00～17:40 で 30 分以上になり、計画に定められていた延長支援の時間より短くなった理由も利用者都合であるため、30 分以上1時間未満の区分で延長支援加算が算定できる。

事例4)利用児 A が利用者の都合で急遽 12:00 から来た。しかし、その後体調不良で 13:45 に帰った場合

延長支援加算は、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提にその提供時間を超える延長支援時間を評価するものであるため、個別支援計画に定めている基本報酬を算定する 14:00～17:00 に支援をしていないため、基本報酬、延長支援加算ともに算定ができない。なおこの場合においては、欠席時対応加算の算定を可能とするが、算定する場合は障害児又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること。

事例5)利用児 A が利用者の都合で急遽 12:00 から来た。しかし、その後体調不良で 14:15 に帰った場合

個別支援計画に定めている基本報酬を算定する提供時間は 14:00～17:00 で、この事例の場合、事例4とは異なり、14:00 以降に支援をしている。基本報酬については、利用者都合により、個別支援計画に定めた提供時間よりも短くなった場合には、個別支援計画に定めた時間で算定ができるため、この場合 14:00～17:00 の3時間(区分2)で基本報酬を算定できる。なお、基本報酬に係る提供時間については30 分以上であることを求めているが、利用者都合の場合は 30 分未満でも算定が可能となる。延長支援加算については、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提にその支援時間を超える延長支援時間を評価するものであるため、この場合、個別支援計画に定めた基本報酬を算定する支援時間の 14:00 以降に支援が行われているため、12:00～14:00 の2時間を延長支援加算として算定することができる。

事例6)利用児 A が急遽保護者都合で 19:00 まで事業所で預かる場合

緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合には、延長支援加算の算定が可能である。この場合 17:00～19:00 の預かりは延長支援加算の対象になる。ただし、当該理由及び延長支援時間について記録をし、急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

事例7)利用児 D が、急遽部活動がなくなったため 15:00 から来た場合

利用者都合、事業所都合のいずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間で算定することを基本とする。ただし、この事例のように利用者や学校の都合により個別支援計画に定めている支援時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め(例:部活動の休みや短縮授業により 15:00～支援が開始される場合あり。)、必要な体制をとっている場合には3時間(区分2)で算定可能とする。

Q4:個別支援計画に定める延長支援時間は1時間以上で設定することとなっているが、基本報酬に係る支援時間前と後の延長支援時間を合算して1時間以上あればよいのか。

A:個別支援計画に定める延長支援時間は基本報酬に係る支援時間前と後いずれも1時間以上で設定する必要があるため、合算して1時間以上は認められません。ただし、延長支援加算の算定(請求)の際は、利用者の都合により前後の延長支援時間のうち片方(ないしは両方)の延長支援時間が1時間に満たない場合であっても、前後で合算して 30 分以上であれば該当する区分での算定が可能です(以下のパターン参照)。

- ・パターン1 前:50 分、後:20 分……………算定可
- ・パターン2 前:20 分、後:15 分……………算定可
- ・パターン3 前:10 分、後:15 分……………算定不可

4 児童指導員等加配加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス

(1)加配の区分の見直しについて

加配の区分が見直され、加配対象者の経験や勤務状況が評価されるようになりました。
「経験」は、加配対象者が児童福祉事業に従事した経験のことを言います。

【改定後】

【児童発達支援事業所、放課後等デイサービス】

- ※重症心身障害児以外の単位を例示。
- ※児童発達支援センターの単位は異なるが、区分は同じ。
- ※「経験」は児童福祉事業に従事した経験をいう。

常勤専従・経験5年以上 75～187単位／日
常勤専従・経験5年未満 59～152単位／日
常勤換算・経験5年以上 49～123単位／日
常勤換算・経験5年未満 43～107単位／日
その他の従業者を配置 36～ 90単位／日

【改定前】

【児童発達支援事業所、放課後等デイサービス】

- ※重症心身障害児以外の単位を例示。
- ※児童発達支援センターの単位は異なるが、区分は同じ。

理学療法士等を配置 75 単位～187 単位
児童指導員等を配置 49 単位～123 単位
その他の従業者を配置 36 単位～90 単位

(2)児童福祉事業について

児童福祉事業とは、社会福祉法に定めのある社会福祉事業(第一種・第二種社会福祉事業)のうち児童福祉法等に規定される事業のことを言います。本市への届出が多い児童福祉事業の例は下記のとおりです。

【児童福祉事業の例】

児童発達支援、放課後等デイサービス、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、
小規模保育事業、保育所、幼保連携型認定こども園

※児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算では、評価される児童福祉事業の経験に違いがありますので、注意してください。児童指導員等加配加算では、資格の取得時期やその職種として配置された時期の制約はありませんが、専門的支援体制加算では、保育士又は児童指導員として資格取得または任用されてから児童福祉事業に従事した経験で実務経験を判断します。詳細は、別紙「児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の実務経験の比較」を参照してください。

(3)変更届・体制届の提出時の実務経験証明書の提出について

児童福祉事業での経験は「実務経験証明書」により判断しますので、体制届・変更届の提出の際、「常勤・専従・5年以上」または「常勤加算・5年以上」の区分で算定をする場合は、必ず加配対象の方の実務経験証明書も添付してください。実務経験証明書の添付がない場合、5年以上の区分での算定はできません。

また、「管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において、職種の欄に「児童指導員(5年)」「保育士(5年)」と記載し、5年以上の実務経験がある方だと分かるようにしてください。

(4)「常勤・専従」となっている加配対象者の管理者との兼務不可について

児童指導員等加配加算において、「常勤・専従・経験5年以上」または「常勤・専従・経験5年未満」を算定する場合、加配対象者は「管理者」との兼務ができません。

児童指導員等加配加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を（常勤換算で）1以上加配した場合に算定できるため、「管理者」と「加配対象者」が別の方である必要があります。

※令和6年4月の体制届の審査時点では、この取扱いが決まっていませんでした。そのため、児童指導員等加配加算で「常勤・専従・経験5年以上」または「常勤・専従・経験5年未満」を算定している事業所の方は、勤務形態一覧表を見直していただき、「管理者」と「加配対象者」が同一になっている場合は、速やかに管理者の変更等の御対応をお願いします。

(5) 児童発達支援管理責任者が欠如する場合について

(4)に記載のとおり、児童指導員等加配加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を(常勤換算で)1以上加配した場合に算定できるため、児童発達支援管理責任者が欠如となる場合、算定ができなくなります。

そのため、(児童発達支援管理責任者が欠如となる)変更届の提出の際、児童指導員等加配加算が算定できなくなる体制届の御提出もお願いします。

(6) 加配対象者の退職等により算定要件を満たさなくなる場合について

加配対象職員の退職等により、加配対象者の勤務実績が常勤換算で1以上とならない場合、算定区分の(より低い区分への)変更や算定不可となります。事業所ごとの勤務状況により判断するため、一律の回答はできませんが、「常勤・専従」の区分で届出をし、この区分での算定が不可となる場合を例示します。

【常勤・専従・経験5年以上の場合】

職種	勤務形態	氏名	1ヶ月の勤務時間数		児童指導員等加配加算	
			予定	実績	届出	実績
管理者	常勤・兼務	A	160	160		
児発管	常勤・兼務	A	160	160		
児童指導員	常勤・専従	B	160	160		
保育士	常勤・専従	C	160	160		
児童指導員(5年) ※加配対象者※	常勤・専従	D	160	80 (※1)	常勤・専従 5年以上	なし
事業所の定める1ヶ月の勤務時間数			160(週 40)			
事業所のサービス提供時間			13:00～18:00(5時間)			

加配対象者(Dさん)の勤務時間数が160時間を満たさず(=常勤換算で1を満たさず)、他に加配対象職員がいなかったため、区分を問わず、児童指導員等加配加算が算定できなくなります。

※1 上記は加配対象者が月の途中で退職してしまった事例ですが、常勤職員が病欠や年休(有給休暇等)・休職等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものではない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができるため、160時間の勤務があったと判断し、加配加算の算定は可能となります。

【常勤・専従・経験5年以上から常勤換算・経験5年以上に区分が下がる場合】

職種	勤務形態	氏名	1ヶ月の勤務時間数		児童指導員等加配加算	
			予定	実績	届出	実績
管理者	常勤・兼務	A	160	160		
児発管	常勤・兼務	A	160	160		
児童指導員	常勤・専従	B	160	160		
保育士	常勤・専従	C	160	160		
児童指導員(5年) ※加配対象者※	常勤・専従	D	160	80	常勤・専従 5年以上	常勤換算 5年以上
児童指導員(5年)	非常勤・専従	E	80	80		常勤換算 5年以上
事業所の定める1ヶ月の勤務時間数			160(週 40)			
事業所のサービス提供時間			13:00～18:00(5時間)			

加配対象者(D さん)の勤務時間数が 160 時間を満たしませんが(=常勤換算で1を満たしませんが)、5年以上の経験を有する E さんの勤務実績により、D さん、E さんの2人あわせた勤務時間数が 160 時間を満たす(=常勤換算で1を満たす)ため、より低い区分の「常勤換算・経験5年以上」での算定が可能になります。

5 専門的支援体制加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス

(1)加配の区分の見直しについて

加配の区分が見直され、専門的な人材の配置に加え、加配対象者の経験が評価されるようになりました。「経験」は、加配対象者が、その職種として児童福祉事業に従事した経験のことを言います。

【改定後】

【児童発達支援事業所、放課後等デイサービス】

※重症心身障害児以外の単位を例示。

※児童発達支援センターの単位は異なるが、区分は同じ。

理学療法士等(保育士及び児童指導員を除く。)、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者、児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者を配置

49～123単位/日

【改定前】

【児童発達支援事業所、放課後等デイサービス】

※重症心身障害児以外の単位を例示。

※児童発達支援センターの単位は異なるが、区分は同じ。

【児童発達支援】

理学療法士等(理学療法士等、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者)を配置

75 単位～187 単位

児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者)を配置

49 単位～123 単位

【放課後等デイサービス】

理学療法士等(保育士を除く)を配置 75 単位～187 単位

(2)児童福祉事業について

児童福祉事業とは、社会福祉法に定めのある社会福祉事業(第一種・第二種社会福祉事業)のうち児童福祉法等に規定される事業のことを言います。本市への届出が多い児童福祉事業の例は下記のとおりです。

【児童福祉事業の例】

児童発達支援、放課後等デイサービス、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、
小規模保育事業、保育所、幼保連携型認定こども園

※児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算では、評価される児童福祉事業の経験に違いがありますので、注意してください。児童指導員等加配加算では、資格の取得時期やその職種として配置された時期の制約はありませんが、専門的支援体制加算では、保育士又は児童指導員として資格取得または任用されてから児童福祉事業に従事した経験で実務経験を判断します。詳細は、別紙「児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の実務経験の比較」を参照してください。

(3)変更届・体制届の提出時の実務経験証明書の提出について

児童福祉事業での経験は「実務経験証明書」により判断しますので、体制届・変更届の提出の際、必ず加配対象の方の実務経験証明書も添付してください。実務経験証明書の添付がない場合、5年以上の実務経験を有する方であると判断できません。

また、「管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」において、職種の欄に「児童指導員(5年)」「保育士(5年)」と記載し、5年以上の実務経験がある方だと分かるようにしてください。

(4)児童発達支援管理責任者が欠如する場合について

専門的支援体制加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて理学療法士等を常勤換算で1以上加配した場合に算定できるため、児童発達支援管理責任者が欠如となる場合、算定ができなくなります。

そのため、(児童発達支援管理責任者が欠如となる)変更届の提出の際、専門的支援体制加算が算定できなくなる体制届の御提出もお願いします。

(5)加配対象者の退職等により算定要件を満たさなくなる場合について

加配対象職員の退職等により、加配対象者の勤務実績が常勤換算で1以上とならない場合、算定不可となります。事業所ごとの勤務状況により判断するため、一律の回答はできませんが、算定不可となる場合を例示します。

【常勤・専従の加配対象者1人で算定する場合】

職種	勤務形態	氏名	1ヶ月の勤務時間数		専門的支援体制加算	
			予定	実績	届出	実績
管理者	常勤・兼務	A	160	160		
児発管	常勤・兼務	A	160	160		
児童指導員	常勤・専従	B	160	160		
保育士	常勤・専従	C	160	160		
児童指導員(5年) ※加配対象者※	常勤・専従	D	160	80 (※2)	あり	なし
事業所の定める1ヶ月の勤務時間数			160(週 40)			
事業所のサービス提供時間			13:00～18:00(5時間)			

加配対象者(Dさん)の勤務時間数が160時間を満たさず(＝常勤換算で1を満たさず)、他に加配対象職員がいないため、専門的支援体制加算が算定できなくなります。

※2 児童指導員等加配加算と同様に、常勤職員が病欠や年休(有給休暇等)・休職等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものではない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができるため、160時間の勤務があったと判断し、加配加算の算定は可能となります。

【非常勤・専従の複数の加配対象者により算定する場合】

職種	勤務形態	氏名	1ヶ月の勤務時間数		専門的支援体制加算	
			予定	実績	届出	実績
管理者	常勤・兼務	A	160	160		
児発管	常勤・兼務	A	160	160		
児童指導員	常勤・専従	B	160	160		
保育士	常勤・専従	C	160	160		
児童指導員(5年) ※加配対象者※	非常勤・専従	D	80	40	あり	なし
児童指導員(5年) ※加配対象者	非常勤・専従	E	80	40	あり	なし
事業所の定める1ヶ月の勤務時間数			160(週 40)			
事業所のサービス提供時間			13:00～18:00(5時間)			

加配対象者(Dさん、Eさん)をあわせた勤務時間数が160時間を満たさず(＝常勤換算で1を満たさず)、他に加配対象職員がいないため、専門的支援体制加算が算定できなくなります。非常勤の職員の場合、(※2に記載した常勤の職員と異なり、)病欠や年休(有給休暇等)・休職等により欠勤していても、その期間を常勤換算に含めることができません。

6 專門的支援實施加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス

専門的支援加算を算定しているときには算定できなかった特別支援加算について、専門的支援実施加算とし、専門的支援体制加算を算定しているときでも、算定できるようになりました。専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、評価されます。

【改定後】 150単位／回

★理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合
(専門的支援体制加算との併算定ができる。)

○児童発達支援	児童の月利用日数が 12 日未満	4回まで
	児童の月利用日数が 12 日以上	6回まで

○放課後等デイ	児童の月利用日数が 6 日未満	2 回まで
	児童の月利用日数が 12 日未満	4 回まで
	児童の月利用日数が 12 日以上	6 回まで

【改定前】 特別支援加算 54単位／回

★理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合
(専門的支援加算を算定している場合は算定できない)

【算定上の注意】

- (1) 理学療法士等を配置(常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可。)し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための「専門的支援実施計画」(別紙参考書式あり)を作成し、計画に基づき支援を行ってください。
- (2) 専門的支援実施計画の作成、見直しにあたっては、利用児童と保護者に対して説明し、保護者から同意を得てください。
- (3) 専門的支援は理学療法士等による個別での実施が基本ですが、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)又は基準人員を配置した上での小集団(2つまで)の組み合わせによる実施も可能です。
- (4) 専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はありませんが、30分以上を確保してください。
- (5) 利用児童ごとに実施日時、その内容の要点を記録してください。
- (6) 必要に応じて計画の見直しを行ってください。

7 家族支援加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援・障害児入所

家庭連携加算・事業所内相談支援加算が統合され、家族支援加算が新設されました。

【改定後】＜児童発達支援・放課後等デイサービス＞

家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）

★利用児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

○居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位／回

（所要時間1時間未満） 200単位／回

○事業所等で対面 100単位／回

○オンライン 80単位／回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

★利用児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

○事業所等で対面 80単位／回

○オンライン 60単位／回

【改定前】＜児童発達支援・放課後等デイサービス＞

家庭連携加算（月4回を限度）

★利用児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

○居宅を訪問（所要時間1時間以上） 280単位／回

（所要時間1時間未満） 187単位／回

事業所内相談支援加算

★利用児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合

加算（Ⅰ）○個別相談 100単位／回（月1回を限度）

加算（Ⅱ）○グループ 80単位／回（月1回を限度）

【改定後】＜居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援＞

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

★利用児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

※居宅訪問型児童発達支援の場合、訪問日以外の実施に限る

○居宅を訪問(所要時間1時間以上) 300単位/回

(所要時間1時間未満) 200単位/回

※保育所等訪問支援の場合、保護者へのフィードバックとは区分して実施

○事業所等で対面 100単位/回

○オンライン 80単位/回

家族支援加算(Ⅱ)(月4回を限度)

★利用児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

○事業所等で対面 80単位/回

○オンライン 60単位/回

【改定前】

<居宅訪問型児童発達支援>

なし

<保育所等訪問支援>

家庭連携加算(月2回を限度)

★利用児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

○居宅を訪問(所要時間1時間以上) 280単位/回

(所要時間1時間未満) 187単位/回

【改定後】<障害児入所>

家族支援加算(Ⅰ)(月2回を限度)

★入所児童の家族などに対して個別に相談援助を行った場合

○居宅を訪問(所要時間1時間以上) 300単位/回

(所要時間1時間未満) 200単位/回

○施設等で対面 100単位/回

○オンライン 80単位/回

家族支援加算(Ⅱ)(月2回を限度)

★入所児童の家族等に対してグループでの相談援助を行った場合

○施設等で対面 80単位/回

○オンライン 60単位/回

【改定前】 <障害児入所>

なし

【算定上の注意】

- (1)相談援助が30分に満たない場合は算定できません。ただし、居宅訪問に限り、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合は算定できます。
- (2)オンラインでの支援にあたっては、原則、児童や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施してください。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には電話による支援でも差し支えありません。
- (3)個別支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであるため、突発的に生じる相談援助は対象となりません。
- (4)家族支援加算と子育てサポート加算を同日に算定することは可能ですが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できません。
- (5)相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を残してください。
- (6)多機能型事業所である場合には、同一の児童に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算し、その合計数は月4回が限度となります。
- (7)サービス提供(基本報酬)がない月については、算定できません。

8 子育てサポート加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス

家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う、子育てサポート加算が新設されました。

家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定できます。

【改定後】 80単位／回（月4回を限度）

【改定前】 なし

【算定上の注意】

- (1)あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、計画的に実施する必要があります。
- (2)支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしている必要がありますが、児童の状態によってはモニターによる視聴により、支援場면을観察しながら、児童に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えありません。
- (3)従業者による一方的な説明や指示、複数の児童及び家族等（従業者1人につき最大5世帯程度までが基本）に対する一斉指示、児童に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの児童及び家族等ごとの状態を踏まえて個別に児童の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の児童及び家族等にあわせて丁寧に支援を行ってください。
- (4)児童及び家族等ごとに実施日時、その内容の要点を記録してください。
- (5)子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能ですが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できません。

9 個別サポート加算(Ⅲ)

【対象サービス】 放課後等デイサービス

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う個別サポート加算(Ⅲ)が新設されました。

放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある児童について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定できます。

別添(個別サポート加算(Ⅲ)の創設と取扱いについて(令和6年4月 22 日))を参照してください。

【改定後】 70単位/日

【改定前】 なし

【対象となる児童】

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童(病気や経済的な理由による者は除く)」で、保護者の同意を得た上で、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童です。欠席日数による要件はありません。

市で支給決定は行いませんので、受給者証への印字はありません。学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で対象となる児童であるか判断してください。

【算定上の注意】

- (1)学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置付けて支援を行ってください。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成してください。
- (2)学校との情報共有(対面又はオンライン)は、月に1回以上行い、その要点を記録し、記録を学校に共有してください。
- (3)家族への相談援助を月に1回以上行い、実施日時、内容を記録してください。
- (4)当該(2)(3)による連携については、関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)、家族支援加算(Ⅰ)は算定できません。
- (5)学校との情報共有では、児童の不登校の状態について確認を行い、児童や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行ってください。その結果、加算の算定をやめる場合でも、その後の支援においては、学校との連携に努めてください。

10 関係機関連携加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

効果的な支援を確保・促進する観点から、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行います。

【改定後】＜児童発達支援・放課後等デイサービス＞

○ 関係機関連携加算(Ⅰ) 250単位/回(月1回を限度)

★保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

※関係機関連携加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は、同月では、どちらか一方の算定しかできない。

○ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回(月1回を限度)

★保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

○ 関係機関連携加算(Ⅲ) 150単位/回(月1回を限度)

★児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

※個別サポート加算(Ⅱ)(要保護・要支援児童への支援)の評価を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない。

※保育所等訪問支援との多機能事業所の場合、関係機関連携加算(Ⅲ)と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は、同月では、どちらか一方の算定しかできない。

○ 関係機関連携加算(Ⅳ) 200単位/回(月1回を限度)

★就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

※就職先が就労継続A型・B型、就労移行支援事業所の場合加算の対象とならない。

【改定前】＜児童発達支援・放課後等デイサービス＞

○ 関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回(月1回を限度)

★保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

○ 関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回(1回を限度)

★就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

【改定後】＜保育所等訪問支援＞

150 単位／回（月 1 回を限度）

★訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭庁センター、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

※多機能事業所の場合、保育所等訪問支援の関係機関連携加算と関係機関連携加算(Ⅲ)は、同月では、どちらか一方の算定しかできない。

【改定前】＜保育所等訪問支援＞

なし

【算定上の注意】

- (1)あらかじめ、保護者の同意を得てください。
- (2)関係機関との日常的な連携体制の確保に努めてください。
- (3)会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。
- (4)会議等を行った場合、参加者、日時、その内容の要点を記録してください。

11 自立サポート加算

【対象サービス】 放課後等デイサービス

こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、進路を選択する時期である高校生等について、学校や地域との連系の下、学校卒業後の生活を見据え、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定できる自立サポート加算が新設されました。

支援するための「自立サポート計画」を作成する必要があります。

【改定後】 100単位／回（月2回を限度）

【改定前】 なし

【対象となる児童】

進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生が基本）です。

中学校卒業後に進学しない児童や、高校を中退する予定の児童については、卒業、中退などが予定される日から遡って1年間の期間を支援の対象期間とします。（例えば中学校卒業後に進学しない児童の場合、中学3年生の期間を対象とします。）

【想定される支援】

(1)自己理解の促進に向けた相談援助

自己の適正や特性の理解、現在や将来の課題などについて客観的な評価を交えた相談援助の実施 等

(2)進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供

働く意義や職種・業種の情報提供、事業所での作業体験、企業等での職業体験、就労・進学等を経験している障害者による経験に基づく相談援助・講話等のピアの取組 等

(3)必要な知識・技能を習得するための支援

生活や職場での基本的マナー、進路に必要な具体的な知識技能の習得支援

【算定上の注意】

(1)自立サポート計画の作成・見直しにあたっては、あらかじめ児童と保護者に説明し、学校と情報共有を行ってください。また、計画には、保護者から同意を得てください。

(2)自立サポート計画には、学校卒業後の生活に向けた意向や学校での取組内容等を確認し、個別支援計画、学校での取組内容等を踏まえ、学校卒業後の生活を見据えた必要な支援について記載してください。

- (3)自立サポート計画に基づき、児童の適性・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行ってください。
- (4)自立サポート計画の作成後は、その実施状況、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて自立サポート計画の見直しを行ってください。(個別支援計画のモニタリングや見直しにあわせて、自立サポート計画の確認と見直しの検討を行ってください。)
- (5)学校との日常的な連携体制を確保し、児童の進路に関する取組や今後の方向性について情報共有するなど、日常的な連絡調整を行ってください。学校との連携のための会議等の実施については、関係機関連携加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定ができます。
- (6)加算の算定にあたって行った支援については、実施日時、支援内容を記録してください。

12 通所自立支援加算

【対象サービス】 放課後等デイサービス

こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う通所自立支援加算が新設されました。

学校・居宅等と事業所間の移動について、利用児童が自立して通所が可能となるよう職員が付き添って通所自立支援を行った場合に、算定開始より 90 日間を限度に算定できます。

【改定後】 60単位／回（算定開始から90日以内の期間(片道につき)）

【改定前】 なし

【対象となる児童】

公共交通機関の利用経験が乏しいことや、単独で移動する経験が乏しいことなどにより、単独での通所に不安がある場合など、通所自立支援によって自立した通所につながっていくことが期待される児童です。

重症心身児童は、本加算の対象となりません。

【算定上の注意】

- (1)安全な通所を確保する観点から、十分なアセスメントを行い、その状態や特性を踏まえて支援の実施を判断してください。
- (2)あらかじめ児童と保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、個別に配慮すべき事項、支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置づけてください。
- (3)移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等の習得について必要な助言・援助を行うことが想定されます。この際、学校や公共交通機関等と連携を図り、地域への児童に対する理解の促進にもつながるよう努めてください。
- (4)利用児童の安全な通所のために必要な体制を確保してください。児童1人に対して、従業者1人が個別的に支援を行うことが基本ですが、児童の状態に応じて、安全かつ円滑な支援が確保される場合には、児童2人に対して従業者1人により支援を行うことも可能です。医療的ケアを要する児童に支援を行うときは、看護職員等、必要な医療的ケアを行える職員が同行してください。
- (5)通所自立支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、その内容について職員に周知を図るとともに、支援にあたる従業者に対して研修等を

実施してください

- (6)実施日時、支援の実施状況、児童の様子、次回で取組で留意するポイント等について、記録を作成してください。
- (7)同一敷地内の移動や、学校の目の前に事業所がある場合、徒歩数分の距離の通所など、極めて近距離の移動は対象となりません。
- (8)進学や進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために通所自立支援が必要と判断される場合には、再度算定できます。その際には、環境変化を踏まえた十分なアセスメントを行い、支援の必要性、支援内容について丁寧に判断してください。

13 事業所間連携加算

【対象サービス】 児童発達支援・放課後等デイサービス

児童支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児童について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う事業所間連携加算が新設されました。

コーディネートの中核となる事業所(コア事業所)と、それ以外の事業所で、算定できる単位数が異なります。

詳細は、令和6年5月24日付け06 静保健障推第612号(別添資料)をご確認ください。

【改定後】

○ 事業所間連携加算(Ⅰ) 500単位/回(月1回を限度)

★コーディネートの中核となる事業所(コア事業所)として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合

○ 事業所間連携加算(Ⅱ) 150単位/回(月1回を限度)

★コア事業所が開催する会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

【改定前】 なし

【対象となる児童】

セルフプランで複数事業所を併用する児童

【算定上の注意】

- (1)同一法人内の複数事業所のみを利用する場合は加算の対象外です。
- (2)同一法人運営の事業所が2つ、その他の法人による事業所が1つの場合は、同一法人運営の事業所も、事業所間連携加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定できます。
- (3)コア事業所へは、保護者を通じて、市から事業所間連携加算確認書の交付があります。
- (4)コア事業所は、あらかじめ保護者の同意を得た上で、児童が利用する他の指定児童発達支援事業所等との間で、児童に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報、個別支援計画の共有、支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有等を行ってください。
- (5)会議は、テレビ電話装置等を活用した開催でも支えありません。

- (6)会議は、児童が利用する全ての事業所が出席することが基本ですが、コア事業所以外の事業所がやむを得ず欠席する場合、コア事業所は、会議の前後に、欠席する事業所と、児童の情報、会議に関する情報の共有を行い、連絡調整を行うよう努めてください。
- (7)コア事業所は、会議の内容、整理された児童の状況や支援に関する要点について、記録を行い、他の事業所、支給決定区の障害者支援課、保護者に共有してください。
- (8)区障害者支援課への記録の提出は、会議を行った日が属する月の翌月 10 日までに行ってください。その際、あわせて各事業所の個別支援計画を添付してください。
- (9)コア事業所は、保護者に対して、(7)で整理された情報を踏まえた相談援助を行ってください。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能です。
- (10)(7)で整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行い、必要に応じて個別支援計画を見直してください。
- (11)コア事業所以外の事業所は、会議に参加し、必要な情報共有等を行い、個別支援計画をコア事業所に共有してください。
- (12)コア事業所以外の事業所が、やむを得ず会議に出席できない場合で、会議の前後に、個別にコア連携事業所と情報共有等を行い、個別支援計画の共有を行った場合は、加算の算定が可能です。

児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の実務経験の比較

加算の名称		児童指導員等加配加算	専門的支援体制加算
対象となる職種		児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（公認心理師、その他大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る）、視覚障害児支援担当職員（国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員
実務経験の算定開始時期		経験年数は資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らない	保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる
児童福祉事業（※）	第一種社会福祉事業（児童福祉法）	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を営営する事業	
	第二種社会福祉事業（児童福祉法）	障害児通所支援事業（＝児童発達支援、放課後等デイサービス等のこと）、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業（＝静岡市内では「放課後児童クラブ」と呼ばれることが多い。）、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを営営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	
	第二種社会福祉事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	幼保連携型認定こども園を営営する事業	
	留意事項通知 又は Q&Aで見解が示されたもの ※○×は実務経験の算定の可否	幼稚園	○
		特別支援学校	○
		特別支援学級	○
		通級による指導での教育	○

※赤字は届出の多い職種、実務経験証明書に記載のある事業

※児童福祉事業とは、社会福祉法に定めのある社会福祉事業（第一種・第二種社会福祉事業）のうち児童福祉法等に規定される事業。

具体例		児童指導員等加配加算	専門的支援体制加算
事例①	平成31年(2019年)3月に高校を卒業 平成31年(2019年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで 放課後等デイサービスで勤務。 現在も引き続き、児童指導員として勤務。 ※放課後等デイサービスでの5年の勤務を証明する実務経験証明書がある。	○	×
			児童指導員としての実務経験が認められるのは令和3年4月1日以降分なので、児童指導員としての実務経験は3年分しか評価できない。
事例②	平成30年(2018年)3月に高校を卒業 平成30年(2018年)4月1日から 令和2年(2020年)3月31日まで 放課後等デイサービスAで勤務 令和3年(2021年)3月に保育士登録 令和3年(2021年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで 放課後等デイサービスBで保育士として勤務。 現在も引き続き、保育士として勤務。 ※放課後等デイサービスAとBをあわせ、通算5年分、放課後等デイサービスでの勤務を証明する実務経験証明書がある。	○	×
			保育士としての実務経験が認められるのは令和3年4月1日以降分なので、保育士としての実務経験は3年分しか評価できない。

管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覽表(障害見通所支援)

サービス種類		放課後等デイサービス										事業所名		(みほん)静岡市 障害者支援推進課																				
事業所の利用定員		10人		人		前年度の(平均)利用者数		8人		基準上の必要職員数		10人		人																				
提供単位の時間帯 (サービス提供時間)		13:00～18:00				提供単位の利用定員		10人		該当する体制等 (算定している加算)		児童指導員等加配加算(常勤・専従 5年以上) 専門員支援加算(5年以上 保育士)																						
職種	勤務形態	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							週平均 の勤務 時間	4週の 合計	常勤換 算後の 人数
				日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27			
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
管理者	常勤・兼務	保育士	A	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			160	40.0	1.0	
児童発達支援 管理責任者	常勤・兼務	保育士	A	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			160	40.0	1.0	

児童指導員	常勤・専従	教員免許	B	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
保育士	常勤・専従	保育士	C	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
児童指導員 (5年)	常勤・専従	教員免許	D	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
保育士(5年)	常勤・専従	保育士	E	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		8	8	8	8	8			160	40.0	1.0

5年以上 児童福祉事業への従事経験がある方については、「(5年)」のように従事経験があることが分かるように記載してください。
また、5年以上の従事経験を証明できる「実務経験証明書」を添付してください。

<児童福祉事業の例> ※実務経験証明書の提出事例が多いものを抜粋※
児童発達支援、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)、小規模保育事業、保育所、幼保連携型認定こども園

合計		32	32	32	32	32				32	32	32	32	32			32	32	32	32	32		32	32	32	32	32			640	160.0	4.0
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																														40		

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください(複数の障害見通所支援を多機能型として運営している場合はまとめてください)。

注2 本表にはサービス提供職員に係る全員を記載し、勤務形態は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務の区分を記載してください。

③資格等欄には加算に係る資格等(福祉専門職配置等加算に係る資格または3年以上の勤務実績、児童指導員配置に係る資格等)を記載してください。

注4「常勤換算後の人数」の算出に当たっては、直接処遇に係る職員のうち4週間の合計時間数を、「1週間に当該事業所施設における常勤職員の勤務すべき時間数」を除く小数点以下第2位を切り捨ててください。

注5 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注6 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び配置状況が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

管理者・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覽表(障害見通所支援)

[illegible]

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください(複数の障害見通所支援を多機能型として運営している場合はまとめてください)。

注2 本表にはサービス提供職員に係る全員を記載し、勤務形態は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務の区分を記載してください。

注3 資格等欄には加算に係る資格等(福祉専門職員配置等加算に係る資格または3年以上の勤務実績、児童指導員配置に係る資格等)を記載してください。

注4「常勤換算後の人数」の算出に当たっては、直接処遇に係る職員の「4週間の合計 時間数を、1週間に当該事業所の勤務における常勤職員の勤務すべき時間数」で除し、小数点を切り捨ててください。

注5 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注6 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び配置状況が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

専門的支援実施計画書

利用児氏名：

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 専門的支援に対する意向 (アセスメント結果)	
5 領域との関係の中で 特に支援を要する領域 (個別支援計画との関連性)	
専門的な支援を行うことで 目指すべき達成目標	
目標を達成するために行う 具体的な支援の内容	
支援の実施方法	
その他 (特性に応じた配慮事項等)	

提供する専門的支援の内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

専門職員氏名：

年 月 日 (保護者署名)

事務連絡
令和6年4月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児に対して、発達支援に加えて、学校及び家庭との緊密な連携を図りながら支援を行った場合の評価として、「個別サポート加算（Ⅲ）」を創設しました。

本加算の算定に当たっての具体的な取扱いについて、下記のとおりお示しします。

本加算は、事業所が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び不登校の状態にある障害児が在籍する学校と緊密な連携の下で支援を行うことを評価するものであり、本加算の取扱いを事業所が十分に把握しないままに算定することで、保護者や学校とのトラブルに繋がり、ひいては障害児の支援に支障が生じることも想定されることから、都道府県におかれましては、御了知の上、市町村及び事業所に周知をお願いいたします。

記

1 「個別サポート加算（Ⅲ）」の創設の経緯

小・中学校における不登校児童生徒数が、約29万9千人（「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」文部科学省）となり、過去最多となっている中、放課後等デイサービスにおいても、不登校の状態にある障害児を受け入れ、支援を行っている実態がある。

令和5年3月に取りまとめられた「障害児通所支援に関する検討会」報告書では、以下のとおり報告されている。

- ・ 学校には在籍しているものの、精神的な理由等で継続的に学校に通学できない「困り感」の強い障害児については、学校の対応に加えて、放課後等デイサービスについても、休息ができ、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての役割は大きい。不安解消、社会的コミュニケーションを図れる場所として、将来の社会参加を促進するという観点からも、放課後等デイサービスにおいても教育や医療等関係

機関と連携しながら支援していくことが必要である。

- ・ そうしたこどもへの支援の提供や、学校との連携を効果的に進めていく上では、ICT の活用も重要であり、取組を進めていく必要がある。

(引用：「障害児通所支援に関する検討会」報告書(令和5年3月))

これらの実態や検討を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、学校等と緊密に連携を図りながら、不登校の状態にある障害児に対する支援（保護者への相談援助等を含む。以下同じ。）を行う事業所を報酬上評価するため、「個別サポート加算（Ⅲ）」を創設したところである。

2 本加算の目的・趣旨

不登校の状態にある障害児への支援については、放課後等デイサービスのみだけでなく、学校及び家庭、その他関係機関等と協働で支援を行っていくことが重要である。

これを踏まえ、本加算は、事業所が発達支援に加えて、学校と日常的に情報共有等を行いながら支援を行うとともに、不登校の状態にある障害児の家族に対する相談援助を丁寧に行うなど、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うものである。

3 本加算において対象となる障害児について

本加算は、学校及び家庭との緊密な連携の下で、不登校の状態にある障害児に対して支援を行うことを評価するものであることから、本加算の対象となる障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、長期的継続的もしくは断続的に欠席している障害児（病気や経済的な理由による者は除く。）」であって、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と情報共有を行い、事業所と学校との間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された障害児とする。

なお、具体的な欠席日数による要件を定めているところではないが、「長期的継続的もしくは断続的に欠席している」ことについて、本加算が不登校の状態にある障害児を対象とするものであることに留意して、直近の欠席状況を踏まえて判断されたい。

また、不登校の状態を生じさせている要因・背景は、個々の障害児により様々であり、複数の要因・背景により生じている場合や、障害児の置かれている環境等により異なるものであると考えられる。そのため、本加算の対象になるか否かは、個々の障害児の登校しないあるいはしたくてもできない状況等を踏まえながら、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断されたい。

4 市町村における審査の手続きについて

本加算は、不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家庭と緊密な連携の下で支援を行う事業所が、保護者の同意を得て算定するものであり、あらかじめ、市町村において、通所給付決定時に対象か否かを決定し、受給者証に印字することは不要である。

市町村においては、報酬の請求に係る審査を行う際に、必要に応じて、請求を行う事業所に対して、学校及び家庭との連携の状況や、不登校の状態にある障害児への支援の状況等を個別に確認されたい。事業所は本加算を算定する上で、市町村の

求めに応じて、これらの説明を行う必要があるものとしている。

また、市町村においては、必要に応じて教育支援センターや不登校の状態にある児童への支援等を行う機関などと連携を図るとともに、不登校の状態にある障害児に対して、適切な支援の提供が行われるよう放課後等デイサービスとの連携を図っていくことが望ましい。

なお、平成 30 年には、文部科学省と厚生労働省の両省により、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトが行われ、平成 30 年 3 月に「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下、「報告」という。）が取りまとめられているところである。

報告では、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、教育と福祉の連携を促進するための取組等が示されているところであり、これを参考にされたい。

5 加算の主な要件等について

加算の主な算定要件及び留意点は、以下のとおりである。

（１）学校と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

- あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。また、学校との情報共有については、月に 1 回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと（なお、当該連携については関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可）。
- 学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態、登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。
なお、本加算による支援の継続の要否については、欠席状況や本加算による支援が必要であると判断した時点からの障害児本人の心情や状況の変化等を踏まえ、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断すること。
- 本加算は、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うものであることから、例えば授業終了後に利用する場合であっても、算定は可能であるとともに、障害児が不登校の状態に該当することのみをもって算定ができるものではないことに留意すること。

（２）家庭と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

障害児の家族と連携を図り、家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月 1 回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと。

なお、当該相談援助については、家族支援加算の算定はできないものである。

（３）市町村と連携を図ること

市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、学校や家庭との連携状況、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること。

6 不登校の状態にある障害児への支援について

不登校の状態にある障害児に対する支援については、まずは障害児本人の気持ちに寄り添いながら、放課後等デイサービスでの活動等を通じて、こどもの自己肯定感を高めていくことが重要である。そのため、学校や家族からの情報も踏まえてアセスメントを行い、登校しないあるいはしたくてもできない状況が生じている要因や背景について把握・分析を行い、個々のニーズに応じて必要な支援（例えば、障害児の本人の抱える不安の解消、社会的コミュニケーションを図る等）を個別支援計画に位置付けた上で、計画的に支援を進めること。また、学校や家庭と連携を図る際には、放課後等デイサービスでの支援の実施状況や障害児本人の変化等を共有しながら支援を進めること。

なお、不登校の状態にある場合であっても、障害児の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることも重要である。そのため、こども本人の意思を尊重するとともに、学校や家庭と連携を図りながら、必要な対応や方策の検討を行うこと。その際、学校は、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関であり、学校教育を受ける機会を得られないことにより、将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、安易に不登校の状態が継続することの無いよう留意すること。

7 障害児並びに学校及び保護者との信頼関係の構築について

事業所が、不登校の状態にある障害児に対して、学校や保護者との緊密な連携の下で支援を行う必要性を感じたとしても、障害児や学校、保護者との認識が一致しているとは限らないため、事業所側からの一方的な訴えにならないよう、障害児や学校、保護者との信頼関係を構築し、共通理解の下で支援を進めていくことが必要となる。

こうした信頼関係が築けていない場合に、一方的に加算の算定に係る同意や連携を求めることは、信頼関係を損ねるのみならず、不登校の状態にある障害児にも好ましくない影響が生じる恐れがあることに留意すること。

例えば、本加算は、不登校の状態になったが、放課後に利用していた放課後等デイサービスには、信頼関係の下で通うことができる障害児に対し、当該放課後等デイサービスが、学校・家庭等と連携して支援を行う場合に算定することを想定しており、これまで当該放課後等デイサービスの利用をしていなかった不登校の状態にある障害児を集めて、一方的に支援を行うことは想定していないものである。

8 個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援加算の取扱いについて

本加算を算定している場合には、学校及び家庭と緊密な連携が図られている前提があることから、授業時間帯である時間においても、計画時間（発達支援を提供する時間）又は延長支援時間を個別支援計画に位置付けることができるものとする。延長支援時間については、計画時間の前又は後あるいは前後共に設定することも可能とする。障害児等の状況に応じた運用ができるものとするが、授業時間帯における支援については、いずれの場合であっても、学校及び家庭と連携を図るとともに、こども本人の意思を尊重しながら、必要性については十分に検討を行った上で個別支援計画に位置付けること。

また、学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間内に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。そのため、授業時間帯である時間内に、計画時間又は延長支援時間を個別支援計画に位置付けることが必要な状況が生じている場合には、学校及び家庭と必要な連携を図り、本加算の枠組みの下で支援を進めるよう取組まれない。

なお、本加算を算定している場合の計画時間及び延長支援時間の取扱いについては、別紙「個別サポート加算（Ⅲ）の算定をしている場合の計画時間及び延長支援加算の取扱いについて」も参考にされたい。

9 令和6年4月以降の個別支援計画への位置付け等当面の取扱いについて

既に、「令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて」（令和6年3月29日付こども家庭庁支援局障害児支援課発出事務連絡）において、加算の算定に伴う個別支援計画への位置付け等について当面の取扱いを示しているところであるが、個別サポート加算（Ⅲ）については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、本加算については、学校と連携して個別支援計画を作成することとしていることから、当面の取扱いについては、令和6年3月31日時点で既に学校と緊密な連携を図りながら、不登校の状態にある障害児に対して支援を行っている場合のみに適用されるものであり、これまで不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携を図っていない場合には適用されないことに留意すること。

算定要件 (必要となる計画作成等の取組)	令和6年4月以降の 当面の取扱い・留意点
○ 学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付けること。 ○ 個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。	○ 個別支援計画への位置付けは、4月サービス提供分の請求を行うまでに行うことで差し支えない。 ○ また、個別支援計画の次回の見直しまでの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとして差し支えない。 ○ ただし、学校と連携を行い、支援の実施について必要な情報等について共有を行うとともに、月1回の家庭への相談援助や学校との情報共有は4月中に行う必要があることに留意すること。

10 その他

- 本加算は、障害児通所給付費の給付決定を受けて放課後等デイサービスを利用している障害児が、不登校の状態となっている場合における支援を対象としているものであり、不登校の状態のみをもって障害児通所給付費の対象とする趣旨のものではないことに留意すること。

個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援時間の取扱いについて

別紙

	9時-10時	10時-11時	11時-12時	12時-13時	13時-14時	14時-15時	15時-16時	16時-17時	17時-18時
	授業時間帯である時間								
参考 通常利用の障害児の場合							計画時間 (時間区分2で算定)		
例1－① 本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）		延長支援時間 (2時間以上で算定)					計画時間 (時間区分2で算定)		
例1－② 本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）		計画時間 (時間区分2で算定)			延長支援時間 (2時間以上で算定)				
例2－① 本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）					延長支援時間 (2時間以上で算定)		計画時間 (時間区分2で算定)		
例2－② 本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）					計画時間 (時間区分2で算定)			延長支援時間 (2時間以上で算定)	
例③ 本加算を算定しており、授業終了後から利用する場合							計画時間 (時間区分2で算定)		
参考 本加算を算定していない場合	本加算を算定していない場合で、当該時間帯に支援を必要とする場合には、本加算の枠組みの下で支援を進めること。						計画時間 (時間区分2で算定)		

【留意点】

- 授業時間帯である時間内において、個別支援計画に計画時間（発達支援を提供する時間）を位置づけることも可能とする（この場合においては、計画時間を3時間超過した以降の時間帯が延長支援時間となる。）。ただし、本来であれば学校において教育が提供される時間帯であることから、学校及び家庭との連携を図るとともに、こども本人の意思を尊重しながら、必要性について十分に検討を行った上で個別支援計画に位置づけること。
- 学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。そのため、授業時間帯である時間内に、計画時間又は延長支援時間を個別支援計画に位置づけることが必要な状況が生じている場合には、学校及び家庭と必要な連携を図り、本加算の枠組みの下で支援を進めるよう取り組むこと。

令和 6 年 5 月 24 日

児童発達支援事業所

放課後等デイサービス事業所 各位

静岡市長 難波 喬司

(障害者支援推進課)

静岡市における事業所間連携加算の取扱いについて

日頃より、本市の障害児支援行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、令和 6 年度報酬改定に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービス利用時において、セルフプランで複数事業所を併用する場合に、事業所間で連携を図り、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う、「事業所間連携加算」が創設されました。

これに伴い、本市における「事業所間連携加算」に係る「事業所間連携加算確認書」の取扱いを下記のとおり定めますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

また、本件取扱いについては、令和 6 年 6 月 1 日以降の申請分から取扱いを開始します。

なお、事業所間連携加算の内容については、こども家庭庁支援局障害児支援課発出の事務連絡「事業所間連携加算の創設と取扱いについて」をご確認ください。

記

1、事業所間連携確認書の対象

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて、セルフプランにより支給決定を受け、かつ児童発達支援又は放課後等デイサービスの内で複数の事業所を利用する場合に対象となります。

※ 同一法人内の複数事業所のみを利用する場合は対象外

※ 児童発達支援又は放課後等デイサービス以外のサービスは対象外

2、事業所間連携加算の様式

様式は、国の参考様式のとおりとします。様式は、市ホームページに掲載予定です。

様式上部は、対象サービスを利用する保護者からの同意書。様式中央は、対象事業所の確認結果欄。様式下部は「コア連携事業所」となる事業所の選定結果を記載します。

3、事業所間連携加算確認書の提出時期

基本的には、児童発達支援又は放課後等デイサービスのサービス申請時に、区障害者支援課がサービス申請の保護者から提出いただきます。

サービス申請受理時、又は面接調査等の勘案事項整理を行う際の聞き取り調査から、加算の要件に該当する場合は、確認書の様式を交付し、同意の署名及び利用予定事業所の記載を保護者に行っていただきます。(国通知Ⅱ-2-①②)

※ 確認書の作成自体は、加算の算定要件ですが、サービス支給決定の要件ではないため、サービス申請時に限らず、サービス有効期間中に取扱いが生じる可能性があります。

※ 保護者の同意が得られない場合や「コア連携事業所」を承諾いただける事業所が存在しない場合は、「事業所間連携加算確認書」の交付は行いません。

4、コア連携事業所の選出

確認書に記載された利用先（利用予定）事業所の中から、区障害者支援課は、「コア連携事業所」を選出します。

国通知では①「中核機能強化事業所加算」を算定している事業所、②上限管理を行う事業所、を選出例として挙げていますが（国通知Ⅱ-2-③）、本市では、現時点で①に該当する事業所が少ないため、障害児通所のセルフプラン決定数からすれば、①では件数を捌ききれないことが想定されます。

そのため、当面の間は、②の上限管理を行う事業所を「コア連携事業所」に選出することを基本とします。

当市の上限管理事業所の選出基準としては、複数の通所サービス併用の場合、利用日数が多い事業所を優先する取扱いとなっているため、「コア連携事業所」についても、利用日数の多い事業所から順に、実施可否の意向確認を行うことを基本とします。事業所への意向確認は区障害者支援課から電話にて行います。

実施可否の結果については、確認を応答した事業所側担当者氏名（児童発達支援管理責任者又は管理者）クラスからの応答が想定されています。を含め、確認書様式中央に記録を行います。

※ 上記の選出基準は、固定的に定められているものではないため、事業所間の話し合い等により、①②以外の事業所が「コア連携事業所」に手上げをすることになっても差し支えありません。

5、事業所間連携加算確認書及びセルフプランの交付

「コア連携事業所」を選出した結果は、作成した「事業所間連携加算確認書」の写しを、別にサービス申請時に受領している「セルフプラン」の写しとともに、保護者及び「コア連携事業所」に交付することとされています。(国通知Ⅱ-2-⑤)

当市では、区障害者支援課が「事業所間連携加算確認書」と「セルフプラン」の写しを2部作成し、保護者宛てにサービスの支給決定通知及び受給者証の交付（郵送）を行うものに同封して、送付する扱いとします。その交付を受けた保護者から「コア連携事業所」になった事業所に対し1部を提出していただくことになります。

6、加算の算定

算定要件については、こども家庭庁ホームページに掲載されている「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（PDF／2.9MB）」により確認してください。

【 URL ： <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei> 】

なお、本加算の算定要件として、個別支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした事業所間連携会議を開催し、情報共有及び連携を図ることとなっております（国通知Ⅱ-3-①②）。

また、「コア連携事業所」については、事業所間連携会議の内容及び対象児童の状況や支援に関する要点についての記録を行い、関係事業所、市、保護者に共有を行う必要があります（国通知Ⅱ-3-③。記録の様式は自由ですが、別紙「事業所間連携に係る記録」を参考様式として作成しましたので、必要に応じ活用してください。）。

上記の記録は、会議を行った日が属する月の翌月10日までに支給決定区の障害者支援課へ提出してください。その際、あわせて各事業所の個別支援計画を添付してください。

区障害者支援課への記録の提出時には、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について併せて報告してください。提出する記録に要否について記載がある場合は、それをもって報告として取り扱います。

7、施行時期

事業所皆様に取扱いを周知する期間を考慮し、令和6年6月1日以降に受理する児童発達支援又は放課後等デイサービスのサービス申請（新規又は更新）から適用します。

また、既に児童発達支援又は放課後等デイサービスをセルフプランにて決定されている児童については、令和6年6月1日以降、順次手続きを進めます。

※本取扱いについては、今後の国通知又はQ&Aの発出により変更される可能性があります。

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部
障害者支援推進課 自立支援係

TEL：054-221-1098

○ 確認書に関するお問合せ

山崎・小松

○ 請求に関するお問合せ

三上

事 務 連 絡
令 和 6 年 5 月 2 日

各

都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

事業所間連携加算の創設と取扱いについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携を図り、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う、「事業所間連携加算」を創設いたしました。

これに伴い、事業所間連携加算に係る具体的な取扱い等について、下記のとおりお示いたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、市町村及び事業所に周知をお願いいたします。

I. 「事業所間連携加算」の創設の経緯について

障害児支援においては、障害児やその家族のニーズ等に応じた支援を適切に提供するため、支援全体のコーディネートが行われることが重要である。特に、複数の事業所を併用する場合には、障害児の状況等に応じて、支援全体について適切なコーディネートがなされる必要があり、障害児相談支援が重要な役割を担うこととなるが、地域によってセルフプラン率が高い状況（※）がある。

また、障害児相談支援を利用している場合には、給付決定から更新までの間に、相談支援専門員によるモニタリングが行われ、利用状況等を把握・検証する機会が設けられているが、セルフプランの場合には、給付決定から更新までの間に、第三者によるモニタリングが行われないという課題がある。

また、「障害児通所支援に関する検討会」報告書（令和5年3月）においても、以下のとおり報告されている。

現状、障害児相談支援の資源が十分ではない状況にあることを踏まえ、障害児相談支援の推進とあわせて、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、適切にコーディネートが行われる方策を検討し、対応を進めていく必要がある。その上では、障害児支援利用計画や個別支援計画を関係事業所間で共有していくことも重要である。

（※）障害児相談におけるセルフプラン率 28.9 %（令和4年3月・厚生労働省障害福祉課調べ）

これまで、障害児が複数の指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス（以下「児童発達支援事業所等」という。）から支援の提供を受けている場合には、事業所間の連携を求めてきたところであるが、これらの課題を踏まえ、複数の事業所間の連携をより進める観点から、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、セルフプランで複数の事業所を併用する障害児について、事業所間で連携を図り、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価を行う、「事業所間連携加算」を創設することとした。

II. 主な要件及び手続等について

事業所間連携加算の算定に係る手続の流れについては、別紙1「事業所間連携加算の手続等の流れ」のとおりである。

1. 事業所間連携加算の活用について

市町村における給付決定において、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する計画案（セルフプラン）が提出されている障害児であって、複数の児童発達支援事業所等から、継続的に指定児童発達支

援の提供を受ける障害児（以下「加算対象児」という。）については、事業所間連携加算を活用し、当該障害児の給付決定保護者（以下単に「保護者」という。）の同意を得た上で、当該障害児の支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所（以下「コア連携事業所」という。）に事業所間の連携を実施するよう依頼し、当該コア連携事業所にセルフプランを共有し、連携を図りながら取組を進めることを基本とする。（「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（令和6年4月）第3の3参照）

2. 市町村における手続について

市町村における具体的な手続については以下のとおり。

なお、セルフプランの場合であって、支給申請時に利用予定事業所の確認（以下の①）を行った結果、複数の児童発達支援事業所等を併用する予定であることが確認できる場合には、本加算の対象となる可能性があるため、保護者の意向等を踏まえながら、支給申請時等の際に、以下の②及び③の手続を進めるとともに、給付決定後、以下の④及び⑤の手続について、保護者やコア連携事業所と連携を図りながら進めること。

また、既に給付決定の手続きを終えている児については、順次速やかに手続きを進めることが望ましい。

①から⑤までの手続においては、別紙2「事業所間連携加算確認書」（以下「確認書」という。）を活用されたい。

① 利用予定事業所の確認

保護者からの聴き取り等により、加算対象児が利用予定である事業所を確認し、複数の児童発達支援事業所等を併用する予定があるか否かを確認すること。（確認書に利用事業所名等を記入。）

② 保護者への説明及び同意

①の結果、複数の児童発達支援事業所等を併用する予定があることが確認された場合は、加算対象児の保護者に対して、本加算の対象となる可能性がある旨及び本加算の趣旨（事業所間でセルフプランの共有や情報共有を行うことにより包括的な連携体制のもと支援を提供すること等）を説明し、保護者の意向等を踏まえながら、本加算の活用について同意を得ること。（確認書に同意の署名を得る。）

③ コア連携事業所の候補となる事業所の選定

加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となるコア連携事業所の候補となる事業所を選定すること。当該事業所の選定に当たっては、本加算の要件として、保護者に対する相談援助の実施が定められていることから、当該事業所と保護者との間に信頼関係が構築されていることが重要である。選定に当たっては、保護者の意向や加算対象児の利用状況等に応じて、以下を参考にされたい。

- ・ 中核機能強化（事業所）加算を算定している事業所（以下「中核拠点」という。）

の利用に加えて、他の児童発達支援事業所等を利用する場合には、中核拠点をコア連携事業所として位置付けることが考えられる。

- ・ 上限額管理加算を算定している場合には、上限額管理事業所が中心となり、日常的に連絡調整等を行っていることが想定されるため、円滑な連絡調整を進める観点から、当該上限額管理事業所をコア連携事業所として位置付けることが考えられる。 等

④ コア連携事業所の候補となる事業所への依頼・決定

給付決定後、コア連携事業所の候補として選定した事業所に対して、事業所間の連携を実施するよう依頼し、当該事業所の承諾を得ること。なお、依頼方法については、市町村から当該事業所への直接の依頼を基本としつつ、保護者を介して当該事業所に依頼をすることとしても差し支えない。（確認書にコア連携事業所の情報等を記入。）

⑤ セルフプラン及び事業所間連携確認書の交付

給付決定時に提出されたセルフプラン及び必要事項を記入した確認書の複写を保護者及びコア連携事業所へ交付すること。

なお、交付方法については、市町村からコア連携事業所への直接の交付（送付）を基本としつつ、保護者を介してコア連携事業所に交付をすることとしても差し支えない。

⑥ 給付決定の更新における情報の活用

事業所間連携加算を活用することにより、市町村は、コア連携事業所から、事業所間連携会議（加算対象児の支援の連携を目的とした会議をいう。以下同じ。）等において整理された情報等について報告を受けることとなることから、これらの情報等を給付決定の更新を行う際に活用すること。（「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（令和6年4月）第3の3参照）

なお、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、障害児相談支援の利用の必要性があると考えられる場合には、市町村は、コア連携事業所から、その旨についても報告を受けることとなる。この場合、地域の障害児相談支援事業所の状況等も考慮しながら、適切に障害児相談支援につなげることが求められる。

3. コア連携事業所における手続について（事業所間連携加算（Ⅰ）の対象となる手続）

コア連携事業所における具体的な手続については以下のとおり。

なお、コア連携事業所の主な役割は、他の事業所と良好な関係を構築し、日常的な情報共有や会議の開催等における連絡調整を担うことであるが、コア連携事業所が中核拠点である場合には、必要に応じて、他の事業所に対して支援の助言や援助等を行うことも考えられる。

① 事業所間連携会議の開催に向けた連絡調整

コア連携事業所は、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報及び個別支援計画の共有並びに事業所間連携会議を開催するための連絡調整を行うこと。初回については、市町村からセルフプランの交付等を受けた後、できるだけ早期の段階で事業所間連携会議の開催ができるよう連絡調整を行うことが望ましい。

なお、事業所間連携会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。また、事業所間連携会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合にも、本加算の算定を可能とする。この場合であっても、事業所間連携会議の前後に、当該欠席する事業所と、加算対象児及び事業所間連携会議に関する情報共有及び連絡調整を行うよう努めること。

② 事業所間連携会議の開催

事業所間連携会議の開催に当たっては、他の児童発達支援事業所等に対して、市町村から交付されたセルフプランを共有するとともに、各事業所で作成する加算対象児に係る個別支援計画の提出を求めること。当該会議では、各事業所が行っている加算対象児に係る支援の実施状況等を踏まえ、各事業所で共通理解を図るべき支援に関する要点等をまとめること。なお、当該会議の進め方等については、以下を参考にされたい。

(会議におけるコア連携事業所の役割)

以下の役割に留意しながら、参加者の共通理解の下で、加算対象児への支援に関する要点について取りまとめること（コア連携事業所が、一方的に取りまとめることを求めるものではないことに留意すること。）。

- ・ 参加者全員に発言や意見交換を促すこと
- ・ 会議の流れを整理すること
- ・ 参加者の認識にズレが生じないように確認すること
- ・ 合意形成や相互理解をサポートすること 等

(会議の中で共有する内容等)

- ・ セルフプラン
- ・ 各事業所の個別支援計画を踏まえた加算対象児に係る支援の実施状況
- ・ 加算対象児の心身の状況
- ・ 加算対象児の生活環境等の情報
- ・ 家族の状況
- ・ その他関係機関との連携状況
- ・ 事業所間で必要な連携及び連携方法
- ・ 事業所間連携会議の次期開催の目安となる時期 等

③ 記録の作成及び共有

事業所間連携会議の内容及び会議の中で整理された加算対象児の状況や支援に関す

る要点について、記録を行い、他の事業所、市町村及び加算対象児の保護者に共有すること。記録の様式は自由であるが、例えば、以下の内容について記録を行うことが想定される。

（記録する内容）

- ・ 開催日時
- ・ 参加者
（不参加の事業所がある場合には、当該事業所名と会議前後の連携の有無）
- ・ 加算対象児の状況の要点
- ・ 加算対象児に関する支援の要点
- ・ 事業所間で必要な連携及び連携方法
- ・ 事業所間連携会議の次期開催の目安となる時期
- ・ その他（例えば、生活上の課題、保護者の状況など）

なお、市町村に記録を共有する際には、あわせて、各事業所により提出された加算対象児の個別支援計画を添付資料として共有すること。また、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、障害児相談支援の利用の緊急性の要否について市町村へ報告すること。

なお、例えば以下のような状況が生じている場合又は生じる可能性が高い場合には、障害児相談の利用について緊急性があるものと考えられる。

- ・ 医療的ケア児などケアニーズが高く、医療機関等との多機関連携が必要な障害児
- ・ 家族や地域住民等との関係が不安定な世帯の障害児
- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある障害児
- ・ 保護者の不安軽減・解消を図る必要のある障害児
- ・ 事業所間で連絡調整等が頻回に必要な障害児 等

④ 保護者に対する相談援助

コア連携事業所は、事業所間連携会議終了後、加算対象児の保護者に対して、会議の中で整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと。

なお、当該相談援助については、家族支援加算の算定が可能である。

⑤ 事業所内での情報共有

事業所間連携会議の中で整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を加算対象児のその後の支援に活かすとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと。

4. その他の児童発達支援事業所等における手続について（事業所間連携加算（Ⅱ）の対象となる手続）

コア連携事業所以外のその他の児童発達支援事業所等における具体的な手続については以下のとおり。

① 事業所間連携会議への参加及び個別支援計画の提出

コア連携事業所から、事業所間連携会議の開催について連絡があった場合には、会議に参加すること。事業所間連携会議への参加に当たっては、事業所で作成している加算対象児に係る個別支援計画をコア連携事業所に提出すること。

なお、やむを得ず出席できない場合であっても、事業所間連携会議の前後に、個別にコア連携事業所と情報共有等を行い、連携を図るとともに、個別支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とする。

なお、事業所間連携会議の開催時のみならず、日頃から、コア事業所を中心に、加算対象児が利用する事業所との連携を行うように努めること。

② 事業所内での情報共有

事業所間連携会議の終了後、コア連携事業所から共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を加算対象児のその後の支援に活かすとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと。

5. 事業所間連携会議の開催頻度について

本加算は、セルフプランの場合において、事業所間で連携を図りながら適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、給付決定後早期に一度開催することや、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度（概ね6月に1回以上）で、事業所間連携会議の開催をはじめとする取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。

また、加算対象児が利用する事業所間においては、事業所間連携会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。

6. 留意事項

加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定されないことに留意すること。なお、この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められる。

7. その他

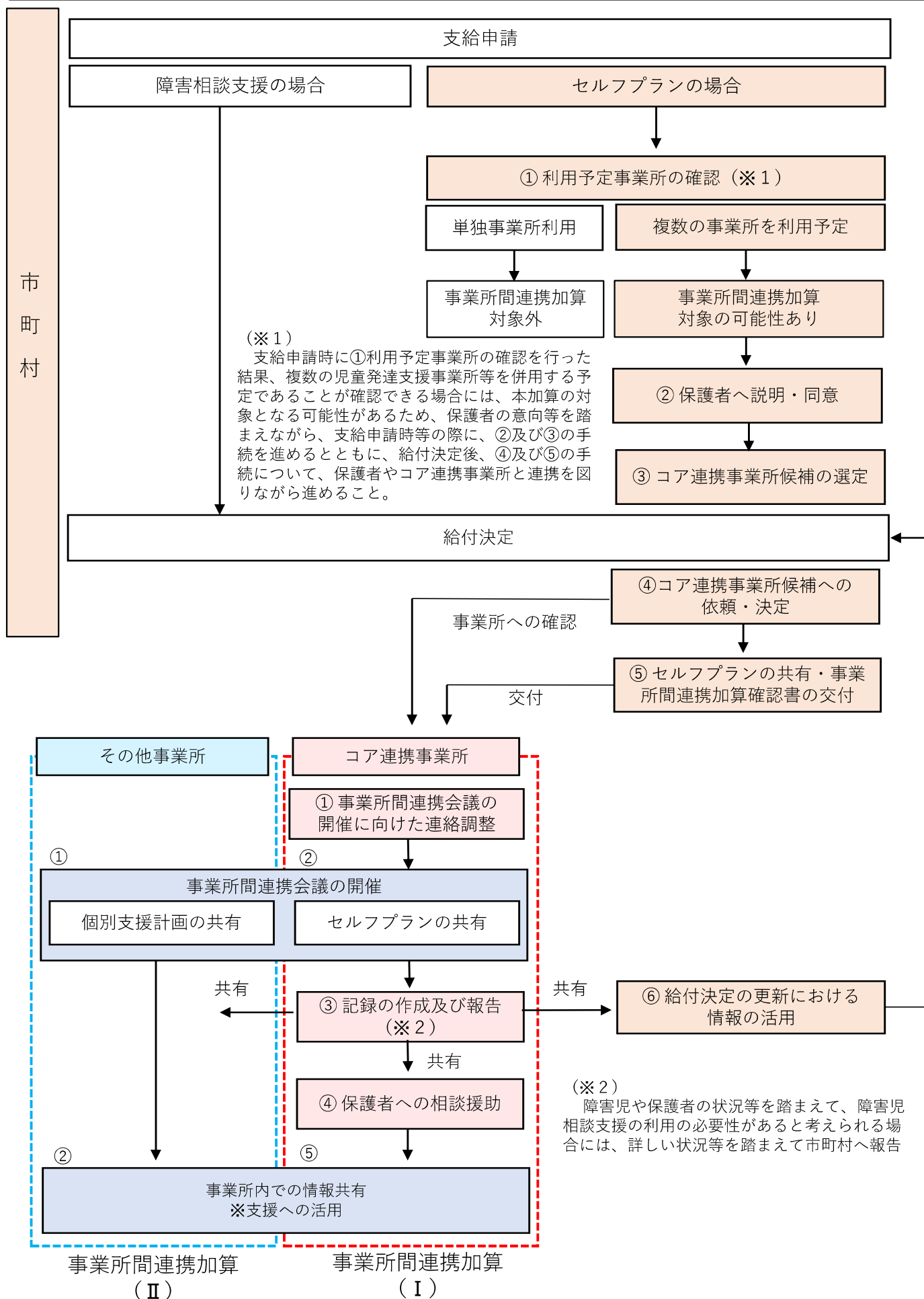
各都道府県・市町村ごとのセルフプラン率について、今後毎年公表することを予定しており、それと併せて本加算による取組の状況についても公表することを予定しているが、

これらのための調査は、毎年厚生労働省が実施している障害者相談支援事業の実施状況等の調査内で行うことを想定している(本格的な実施については、令和7年度実施を予定)。

なお、今年度については秋頃にこども家庭庁により調査を行うことを予定しており、市町村においては、以下の事項について把握できるよう準備をお願いします。

- ① 障害児通所支援の受給者数
- ② セルフプランであって複数の児童発達支援事業所等を併用する障害児の人数
- ③ 上記②のうち、事業所間連携加算を算定している人数
- ④ 事業所間連携加算を算定していない場合の理由とその人数の内訳
 - ・ 保護者が本加算の利用を希望していない
 - ・ コア連携事業所を担う事業所がない 等

事業所間連携加算の手続等の流れ



事業所間連携加算確認書

児童氏名	受給者証番号
フリガナ	
事業所間で連携した支援体制の確保に向けて、当該児童が利用する全ての事業所間で緊密な連携を図るため、事業所間連携加算を活用することに同意するとともに、市町村から事業所に対してセルフプランの共有並びにコア連携事業所を中心にして事業所間で支援状況や個別支援計画等について情報共有が行われることに同意します。 年 月 日 給付決定保護者氏名(署名)	

	利用事業所名	連絡先	コア連携事業所 ※
①			
②			
③			
④			

※・・・ コア連携事業所となる事業所の承諾が得られたのち、市町村が該当する事業所に○をつけること。

当該児童が利用する事業所間により連携を図っていくための連絡調整等を行うことを依頼し、承諾を得ましたので、●●●●●事業所をコア連携事業所といたします。

事業所承諾日

事業所担当者名

決定日

市町村名

事業所間連携に係る記録

児童氏名		受給者証番号	
フリガナ			
実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
参加者 (事業所名・担当者名)	①		司会:
	②		
	③		記録:
	④		
欠席者		会議前後の連携	有 ・ 無
対象児の状況の要点			
対象児に関する支援の 要点			
事業所間で必要な連携 及び連携方法			
その他(例:生活上の課題・保護者の状況など)			
次回の開催時期(目安)			
障害児相談支援の利用 の緊急性	要 ・ 否		

※ 各事業所の個別支援計画を添付してください。

※ 会議開催月の翌月10日までに支給決定区の障害者支援課へ提出してください。